

名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱

令和2年12月1日
名古屋市教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、町並みの保存を図るために、必要と認められる物件の管理、修理、修景、復旧等について、当該物件の所有者等に対して、その経費の一部について予算の範囲内において交付する名古屋市町並み保存事業補助金(名古屋市町並み保存要綱(平成22年4月1日施行。以下「保存要綱」という。))第7条に定める助成措置に基づく補助金をいう。以下「補助金」という。)の交付に関し、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めることにより当該補助金の適正な執行を図ることを目的とする。

(補助対象及び補助率等)

第2条 補助対象及び補助率等は、別表に定めるものを上限として、保存要綱第4条に定める保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象から除外するものとする。

- (1) 飲食費
- (2) 慶弔費
- (3) 領収書等により支払いの確認ができない経費
- (4) その他市長が社会通念上適切でないと認める経費

(補助金交付の申請)

第3条 規則第4条に規定する申請書及び添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 町並み保存事業補助金交付申請書(第2号様式)
- (2) 補助金が、建造物等の整備に要する経費の補助(以下「保存整備補助金」という。)である場合
 - ア 設計図書(立面図は着色のこと)
 - イ 工事費内訳明細書
 - ウ 現況写真
 - エ その他必要と認められるもの
- (3) 補助金が、事業活動その他に要する経費の補助(以下「事業活動補助金」という。)である場合
 - ア 事業計画書
 - イ 事業予算書
 - ウ その他必要と認められるもの

(補助金交付の決定)

第4条 規則第6条の規定に基づき、市長は交付決定に際して、次の条件を付するものとする。

- (1) 交付申請書に記載した補助事業の経費の配分を変更する場合には市長の承認を受けること。ただし、事業内容に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、町並み保存事業内容変更承認申請書（第3号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) その他市長が必要と認める条件

2 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、町並み保存事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第5条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び添付書類は、次のとおりとする。

区分	補助事業等実績報告書	添付書類
保存整備補助金	町並み保存事業実績報告書（第5号様式）	実施設計図書又は完成図 完成カラー写真 収支決算書 その他必要と認められるもの
事業活動補助金	町並み保存事業（事業活動補助）実績報告書（第5号の2様式）	事業活動報告書 収支決算書 その他必要と認められるもの

（調査に対する協力義務）

第6条 補助金の使途等に関し、市長が必要な調査を行おうとするときは、補助対象者はこれに協力しなければならない。

（財産処分の制限）

第7条 規則第23条第1項ただし書に基づき財産の処分が制限される期間は10年とする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、観光文化交流局長が別に定める。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に廃止された名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱（平成18年3月31日教育長決裁）の規定により補助金の受けた者については、この要綱の適用を受ける。

附 則

この交付要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和2年12月1日から施行する。

別表 補助基準

補助対象		補助率	限度額
1 伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費。なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10以内	500万円
	b. 修理工事のうち、町並みの特性と調和しない外観の部分を修理基準により復原、改修するのに要する経費。(有松町並み保存地区に限る。以下「町並み保存地区」を「地区」という。)	8/10以内	
	c. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10以内	100万円
	d. 建造物の保存のために、特に必要な防災設備の設置に要する経費。ただし、消火器類は除く。	5/10以内	30万円
2 伝統的建造物以外の建造物等	a. 新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変更で、修景基準により外観を修景するのに要する経費	6/10以内	300万円
	b. 修理工事のうち、町並みの特性と調和しない外観の部分を修景基準により改修するのに要する経費。なお、この場合、構造耐力上主要な部分の修理が特に必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。(有松地区に限る。)	7/10以内	
3	周辺地域における門扉で、外観を修景基準により修景するのに要する経費。(有松地区に限る。)	6/10以内	100万円
4	必要物件の復旧等に要する経費	5/10以内	四間道、中小田井地区 100万円 有松、白壁・主税・檀木地区 50万円
5	修景上必要な生垣・植栽等に要する経費	5/10以内	四間道、中小田井地区 100万円 有松、白壁・主税・檀木地区 50万円
6	上記の各項目において、建造物等の補助対象部分は、その外観とし、原則として道路(有松地区の場合は旧東海道、白壁・主税・檀木地区の場合は旧町筋(白壁町筋・主税町筋・檀木町筋・鳥屋筋)をいう。)から見える部分とする。		
7	各補助金の限度額は、各号のとおりとするが、伝統的建造物については、特に必要があると認められる場合には、限度額を超えてその額を定めることができる。		
8	町並み保存上特に配慮を要する施設の整備、又は町並み保存に寄与するために行われる整備その他に要する経費については、特に必要と認められる場合には、その一部を補助することができる。		
9	町並み保存を目的とする保存地区の住民団体活動に要する経費については、その事業活動に対して、その経費の1/2以内で、50万円以内を補助することができる。		

町並み保存事業内容変更承認申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付、交付決定番号 の補助事業の内容を変更したく、名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 補助事業名称			
2 変更理由			
3 補助事業内容	変更前	変更後	
4 総事業費	円	円	
5 補助対象部分経費	円	円	
6 補助金交付申請額	円	円	
7 同上変更後内訳	補助対象額	補助率	補助申請額

〔添付書類〕 変更内容を明らかにするもの

町並み保存事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

年 月 日付の申請について、次のとおり補助金を交付することに決定しましたので通知します。

1	交付決定年月日	年 月 日		
2	交付決定番号			
3	補助事業	場 所		
		名 称		
		内 容		
4	補助対象部分経費	円		
5	補助金交付決定額	円		
6	同 上 内 訳	補助対象額	補 助 率	補助交付額
7	交 付 の 条 件			

町並み保存事業実績報告書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付、交付決定番号 〇〇〇〇の補助事業が完了しましたので、名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱第5条の規定により報告します。

1 補助事業名称	
2 事業の実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
3 総事業費	円
4 補助対象部分経費	円
5 補助金交付申請額	円

〔添付書類〕 実施設計図書又は完成図、完成カラー写真、収支決算書、その他

※教育委員会記入欄

工 事 検 査 調 書		検 査 日	年 月 日
検 査 員 職 氏 名		立 会 者 職 氏 名	
検 査 結 果			

町並み保存事業（事業活動補助）実績報告書

年 月 日

（あて先）名古屋市長

〒
申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付、交付決定番号 〇〇〇〇の補助事業が完了しましたので、名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱第5条の規定により報告します。

1 補助事業名称	
2 事業の実施期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
3 総事業費	円
4 補助対象部分経費	円
5 補助金交付申請額	円

〔添付書類〕事業活動報告書、収支決算書、その他

※ 教育委員会記入欄

検 査 調 書		検査日	年 月 日
検査員 職氏名		立会者 職氏名	
検 査 結 果			